

子育てに必要な教育資金の融資を受けられた方へ（ご案内）

永平寺町では、子育てを支援することを目的に、金融機関で教育資金の融資を

受けられた方を対象に教育資金支援給付金事業を実施しております。

ぜひご利用ください！



教育資金支援給付金

●対象者

永平寺町に住所を有する方で次の項目にすべて該当する方を対象者とします。

- ① 町税の滞納がない方
- ② 町が定める金融機関で、教育資金の融資を受けている方
(福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA 福井県永平寺、越前信用金庫、北陸銀行、労働金庫)
- ③ 新規に10万円融資を受けられた方で、証書借入形式（カードローンは除く）のものであること

●給付金額

金融機関からの借入額 (借入額が複数ある場合はその総数)	永平寺町からの給付額（年額 千円未満切捨）
10万円未満	該当なし
10万円以上 20万円未満	1,000円
以降 10万円単位毎 給付額決定	年間給付額算定 借入額 ÷ 100,000円 × 1,000円 = 給付額 ※1回の給付上限額 5万円

給付金支払例①…1金融機関より教育ローン借入額が135万円の場合
 $1,350,000円 \div 100,000円 \times 1,000円 = 13,500円$
年間給付額 千円未満切捨てにより **13,000円**給付します。

給付金支払例②…複数金融機関より教育ローン借入額が200万円の場合
A銀行より：1,350,000円
B銀行より：650,000円
 $2,000,000円 \div 100,000円 \times 1,000円 = 20,000円$
年間給付額 千円未満切捨てにより **20,000円**給付します。

裏面に続く

●給付期間

大学等に在学する期間とし最長4年間とします。ただし途中退学した場合又は、金融機関からの融資期間が完了した場合は、受給資格が無くなります。

また、借入元金の変更（借り換え）があった場合も受給資格が無くなり、再度新規の申請が必要となります。

●申請手続き

金融機関から融資を受けた年度内に教育資金支援給付金申請書（様式1号）に必要書類を添付して永平寺町教育委員会学校教育課まで申請してください。

●添付書類

- (1) 金融機関が指定する書類
（教育ローン融資を受けていることがわかる書類の写し 返済計画表等）
- (2) 学生であることを証する書類（在学証明書または合格通知書等）
- (3) 申請者の納税証明書
- (4) 教育資金支援給付金申請における個人情報確認に関する同意書（様式2号）

●申請・問い合わせ先

永平寺町 教育委員会 学校教育課 (0776-61-3937)

(住所 吉田郡永平寺町松岡春日1-4)

※ 申請に必要な書類等は、町ホームページにてダウンロードできます。

<http://www.town.eiheiji.lg.jp/>